

第14章 新型コロナウイルス感染症への対応（令和6年3月末現在）

1 国の動向

令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部が設置された。

また、講じるべき対策を整理し、対策を実施するに当たって基準となるべき統一的指針として、同月28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を示している。

令和5年1月27日、政府対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが見直され、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることを決定した。

令和5年4月27日、厚生科学審議会感染症部会において、感染症法上の位置づけ変更について、オミクロン株と病原性が大きく異なる変異株が生じるなど、判断を変更するような特段の事情は認められないことが確認された。それを受け、厚生労働大臣から、新型コロナウイルス感染症について新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5月8日から5類感染症に位置づけることが示された。

また、政府対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を5月8日に廃止することが決定されるとともに、令和5年4月28日には、政府対策本部について5月8日に廃止することが閣議決定された。

2 県対策本部会議等について

県では、中国国内での感染が急速に拡大していたことを受け、県内での発生に対し万全の体制を取るため、令和2年1月23日に「千葉県健康危機管理対策本部」を設置し、適宜、会議を開催した。

政府の対策本部の設置に合わせ、県においても「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに、会議の名称を「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」とし、令和5年4月28日までに計61回会議を行った（書面開催含む）。

また、新型コロナウイルス感染症対策について、専門的立場から意見を聴取するため、感染症の専門家などを委員とする「専門部会」を適宜開催し、令和2年5月11日から令和5年4月11日までに計45回の会議を行った。

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更になり、政府の対策本部が廃止されたことを受け、同日、本県においても千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。

3 感染拡大防止対策の徹底

県では、感染状況等を踏まえて、県民に対し、不要不急の外出自粛やマスクの着用といった感染防止対策の徹底など、事業者に対しては、感染防止対策の徹底のほか、休業や営業時間の短縮といった要請などをしてきている。

令和4年8月4日、オミクロン株(BA.5)の感染者の急増により医療機関への負が高まっていることを踏まえ、社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立を図るため、県では「BA.5対策強化宣言」及び宣言に伴う協力要請等を行った。

同年9月14日、宣言開始時と比べて、新規感染者数が減少し、病床利用率も改善傾向を示すなど医療機関等への負荷が低減しつつある状況を踏まえ、「BA.5対策強化宣言」を終了した。

加えて、日常を取り戻すため、令和5年1月27日、イベントの開催制限の目安等について、大声があるイベントの収容率の上限を50%としていたが、この制限を緩和し100%とすることを決定し、同年2月17日、マスク着用については、同年3月13日以降は個人の判断を基本とすることを決定した。

また、協力要請等に関する周知啓発が重要であるため、市町村、業界団体、学校、関係機関等に対し、住民、個別事業者、従業員や学生等への周知徹底を依頼するとともに、広報車、防災行政無線などを活用した音声による広報や、報道広報課と連携し、インターネットによる広告を実施してきている。

<参考> 主な感染防止対策（令和5年3月13日から令和5年5月7日まで）

○ 県民の皆様へ

- ・ 室内の定期的な「換気」、「3つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用※」、「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」を始めとした基本的な感染対策を徹底

※マスクの着用については、個人の判断を基本とする

※基本的な感染対策についてはHP等で引き続き情報提供を行っている。

事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する方は、混雑した場所をできるだけ避ける等、感染リスクを減らす行動を心がける
- ・ 飲食については、大声や長時間の飲食を回避
1テーブル4人を基本として、広さに応じて、一定の距離等を確保できる人数で
感染防止対策について県が認証・確認している「認証店」・「確認店」の利用を
※認証店については、3月31日をもって終了

○ 事業者の皆様へ

- ・ 業種別ガイドラインを遵守

○ イベント主催者の皆様へ

- ・ 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合は、施設の収容定員までの入場可

4 通常の医療提供体制への移行

令和3年11月に策定した保健・医療提供体制確保計画に基づいて、感染状況等に応じたフェーズにより、病床数を設定し運用を行っていたが、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行するため、重症・中等症Ⅱ患者を中心とした入院患者に特化した確保病床の運用を図るとともに、広く一般的な医療機関による対応を進めた。その後、国からは令和6年3月末をもって通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、4月以降、通常の医療提供体制とすることが示されたことを受け、令和6年3月末をもって病床の確保を終了し、新型コロナウイルス患者用確保病床によらない形で入院患者を受け入れる通常の医療提供体制へ移行した。

臨時の医療施設等の確保についても、令和5年5月7日をもって、ちばぎん研修センターを活用した臨時の医療施設(110床)の整備・運用を終了した。

また、県民の方々が発熱したときなどに身近な医療機関で受診ができるよう、発熱外来の指定・公表を行い、発熱患者等にかかる相談・診療・検査体制の整備を図っていたが、内科・小児科等を標榜する医療機関等への意向確認など外来対応医療機関を増やす取組などにより、5類感染症移行後は外来対応医療機関としての指定・公表数を大幅に増加することができた。その後、広く一般的な医療機関による対応が行われており、国から令和6年3月末をもって外来対応医療機関の指定・公表の仕組みを終了とすることが示されたことを受け、通常の医療提供体制に移行した。

また、新型コロナウイルス感染症からの回復患者（療養解除に至っていない者を含む）の受入れに協力する医療機関（後方支援医療機関・135病院）を、それぞれが受入可能な患者等の関連情報とともにリスト化し、治療にあたる医療機関に提供するとともに、退院基準を満たす要介護高齢者の受入れに協力する介護老人保健施設（90施設）のリストについても必要な医療機関に提供することで、新型コロナウイルス感染症患者用病床の対応能力の拡大に努めていたが、令和6年4月からは通常の医療提供体制に移行することから、令和6年3月末をもってリストの提供を終了した。

5 検査体制の充実

有症状者を対象とした検査については、県と契約した新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関に対して、検査機器等の施設整備に対する補助を行うとともに、関係団体と協力し、検査可能な医療機関を整備することにより、検査体制を拡充した。

令和4年11月には、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、検査体制整備計画を策定し、1日約12万件の検査体制を構築した。

無症状者を対象とした検査※については、県内593箇所(令和4年6月14日時点)に検査拠点を設置した。加えて大型連休中には成田空港及び海ほたるパーキングエリアに臨時の検査拠点を設置し、帰省等を通じた感染拡大防止に努めた。

※無症状者を対象とした検査

① ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント等の活動に際して陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等の取組のために必要な検査を無料とする事業。

臨時検査拠点：成田空港（令和4年4月28日～5月8日）、海ほたるパーキングエリア（令和4年4月29日～5月8日、令和4年8月5日～8月18日、令和4年12月24日～令和5年1月9日）

② 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県知事の判断により、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民に対し、特措法第24条第9項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業。

実施期間：令和3年12月28日～令和4年5月31日、令和4年9月1日～令和4年12月23日、令和5年1月13日～令和5年3月31日

令和4年2月21日に「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」を設置し、重症化リスクの低い濃厚接触者又は軽度の有症状者を対象に、抗原定性検査キットを配付するとともに、本人からの登録情報を基に医師が陽性者であることを確認し、発生届の作成・提出を実施。（検査キット配付：令和4年2月21日～6月12日、令和4年7月21日～9月30日、令和4年12月5日～令和5年2月28日、陽性者登録：令和4年2月24日～6月12日、令和4年7月21日～令和5年5月7日）

令和4年9月26日、国による発生届の全数届出の見直しを受けて、自己検査又は医療機関を受診した結果、陽性と判明した患者のうち、発生届の届出の対象外となる患者の患者情報の把握及び支援のため、「千葉県新型コロナウイルス感染症自己検査者向け陽性者登録センター」及び「千葉県新型コロナウイルス感染症医療機関受診者向け陽性者登録センター」を設置し、患者情報の登録を行い、宿泊療養施設等の必要な支援につなげることとした。

令和5年2月28日、感染状況等を踏まえ、抗原定性検査キットの配付を終了。また、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられ自宅待機・療養に係る法的根拠がなくなったことから、「千葉県新型コロナウイルス感染症自己検査者向け陽性者登録センター」及び「千葉県新型コロナウイルス感染症医療機関受診者向け陽性者登録センター」の運営を終了。

6 自宅・宿泊療養者への対応

医療機関等へ往診等について協力を依頼し、令和5年5月7日現在、対応可能な医療機関584機関、訪問看護事業所205事業所を確保するほか、自宅における酸素療法の実施体制を確保する等、自宅療養者への支援体制を構築している。また、5月8日の5類感染症変更後も、自宅療養者に対する往診等の実施について引き続き医療機関へ協力を依頼し、令和6年3月11日現在、医療機関157機関が往診対応可能となっている。

令和3年9月1日から「自宅療養者フォローアップセンター」を設置し、保健所の実施する自宅療養者への健康観察業務や健康相談業務を令和5年5月8日まで支援した。また、自宅療養者の症状把握のために実施したパルスオキシメーターの貸出しは令和5年5月8日をもって終了し、配食サービスについては、令和5年

1 月末の申込受付分をもって事業を終了した。さらに、政令市・保健所設置市を除く全市町村と覚書を締結、患者情報を共有し、健康観察及び生活支援等を実施した。

宿泊療養施設については、令和2年4月20日から運用を開始し、確保室数は最大で14施設2,290室、令和5年度は699室を確保し、令和5年5月7日をもって終了した。令和4年2月17日からは電子申請サービスを活用した入所調整を行うとともに、宿泊療養コールセンターを設置し、施設の利用促進を図った。軽症者等の隔離先・療養先として中等症以上の患者の病床確保や救急医療への影響回避に対して、一定の役割を果たした。

7 保健所の体制強化

感染拡大時においては、保健所が、適切に把握された陽性者の情報に基づき、重症化リスクの高い65歳以上か基礎疾患等のある方に対して、より重点的に支援できるよう、民間人材会社の活用等により人員体制を確保するとともに、業務の外部委託や、業務支援システムや電話自動音声応答システム等のICT活用により保健所業務の効率化を図った。

また、陽性者の方が安心して療養できるよう、携帯電話へのショートメッセージ(SMS)を活用して、必要な情報等の提供を行った。

8 感染した妊婦への対応強化

周産期母子医療センター等と連携して、感染した妊婦の入院受入れ体制を整備するとともに、自宅療養中の妊婦への容体急変等に備えた対応を強化していたが、令和5年9月30日を以て終了している。

9 ワクチン接種の促進

国の方針により、令和5年度末まで特例臨時接種が継続された。令和5年5月8日から9月19日にかけては、令和5年春開始接種として、重症化リスクの高い者(高齢者・基礎疾患保有者等)や医療従事者等を対象に追加接種が実施された。また、令和5年9月20日から翌年3月31日にかけては、令和5年秋開始接種として、生後6か月以上の全ての者を対象に、新たにオミクロン株XBB.1.5に対応した1価ワクチンによる追加接種が実施された。

県では、ワクチンの有効性・安全性の周知・広報、ワクチンの配分調整等により市町村を支援するとともに、市町村、医療機関等と連携し、高齢者施設における早期接種の促進に努めた。

10 治療薬の投与体制の整備

関係機関と連携し、中和抗体薬(ロナプリーブ、ゼビュディ、エバシエルド)の使用可能な医療機関・薬局を拡充している。

また、経口薬(ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ)を取扱う薬局リストを作成し、令和5年4月から千葉県ホームページで公開している。

11 高齢者施設等の感染拡大防止

感染拡大の防止を図るため、感染症対策に専門的知見を有する医師、看護師をクラスターが発生した高齢者施設等に派遣し、ゾーニングや個人防護具の着脱等を指導した。

なお、令和4年8月4日4回目ワクチン接種の早期実施等について、特措法第24条9項の規定に基づき高齢者施設・障害児者施設へ要請した。

また、高齢者施設・障害児者施設・保育所等の従業者等に対する頻回検査を実施することで、クラスターの発生を抑止している。

1.2 新型コロナウイルス感染症に関する主な要請内容の経緯（5類感染症への移行まで）

令和2年 1月15日	日本で第1例となる感染者の発生を確認
1月23日	「千葉県健康危機管理対策本部」を設置
1月29日	中国・武漢市から邦人206名が政府のチャーター機第1便で帰国。このうち191名が政府の要請に協力した勝浦のホテルに滞在し、2月13日には全員が帰宅
1月29日	千葉県で第1例となる感染者の発生を確認
2月27日	【国】3月2日から春季休業開始日までの間、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請
3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
4月7日	【国】千葉県を含む7都府県に緊急事態宣言発令（5月6日まで） 緊急事態措置の実施を決定（4/7-5/6） 外出自粛要請等
4月13日	一部施設に対する使用停止要請等（4/14-5/6）
4月16日	【国】緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大、千葉県を含む13都道府県は「特定警戒都道府県」に指定
4月17日	飲食店に対し、19時以降の酒類提供の自粛要請（4/18-5/6）
5月4日	【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（5月31日まで）
5月5日	緊急事態措置の延長を決定（5月31日まで）
5月22日	施設の使用停止要請の段階的な解除を開始（施設区分Aを解除〔図書館、博物館等〕）
5月25日	【国】千葉県を含む全ての都道府県において緊急事態宣言を前倒し解除 施設区分Bの施設の使用停止要請を解除〔大学、学習塾、映画館、展示場等〕（5/26～） 施設区分Cを解除〔パチンコ店等〕、施設区分Dを一部解除〔カラオケボックス等〕（6/1～） 飲食店に対する酒類の提供時間に係る制限を「22時以降」に緩和（5/26～）
6月12日	飲食店に対する酒類の提供時間に係る制限を全面解除
6月17日	外出自粛要請及び施設の使用停止要請を全面解除（施設区分Dを全て解除）（6/19～）
7月10日	発熱等の症状があるときの外出自粛要請等
8月4日	対策が徹底されていない接待を伴う飲食店・カラオケ店への休業要請を決定（8/8～）
11月30日	東葛地域の飲食店に対し、22時以降の酒類提供の自粛要請（12/2-12/22）
12月17日	東葛地域・千葉市の酒類提供飲食店に対する22時までの営業時間短縮要請（12/23-R3/1/11）
令和3年	
1月7日	【国】千葉県を含む1都3県に緊急事態宣言発令（2月7日まで） 緊急事態措置の実施を決定（1/7-2/7） 不要不急の外出自粛要請 東葛地域・千葉市の酒類提供飲食店に対する19時以降の酒類提供の自粛及び20時以降の営業自粛要請（1/8-1/11） 県内全域の飲食店等に対する19時以降の酒類提供の自粛及び20時以降の営業自粛要請（1/12-2/7）ほか
2月2日	【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（3月7日まで） 緊急事態措置の延長を決定（3月7日まで） 不要不急の外出自粛要請 県内全域の飲食店等に対する19時以降の酒類提供の自粛及び20時以降の営業自粛要請ほか
3月5日	【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（3月21日まで） 緊急事態措置の延長を決定（3月21日まで） 不要不急の外出自粛要請 県内全域の飲食店等に対する19時以降の酒類提供の自粛及び20時以降の営業自粛要請ほか
3月18日	【国】緊急事態宣言の解除を決定（3月21日まで）

	<p>緊急事態宣言解除後の協力要請等を決定 不要不急の外出自粛要請 県内全域の飲食店等に対する 20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 (3/22-3/31) ほか</p>
3月24日	<p>4月1日以降の協力要請等を決定 不要不急の外出自粛要請 県内全域の飲食店等に対する 20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 (4/1-4/21) ほか</p>
4月16日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき区域として千葉県を公示 (4/20-5/11) まん延防止等重点措置を決定 (4/20-5/11 市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：19 時以降の酒類提供の自粛及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか</p>
4月24日	<p>まん延防止等重点措置の区域変更を決定 (4/28-5/11 東葛地域及び千葉市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか</p>
5月7日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長 (5月31日まで)</p>
5月8日	<p>まん延防止等重点措置の延長を決定 (5/12-5/31 東葛地域及び千葉市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか</p>
5月28日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長 (6月20日まで) まん延防止等重点措置の延長を決定 (6/1-6/20 東葛地域及び千葉市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか</p>
6月17日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長 (7月11日まで)</p>
6月18日	<p>まん延防止等重点措置の区域変更・延長を決定 (6/21-7/11 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛 (1 グループ 2 名まで・90 分等の要件を満たした場合は 19 時まで酒類提供可) 及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか</p>
6月30日	<p>まん延防止等重点措置の区域変更を決定 (7/2-7/11 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市)</p>
7月8日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長 (8月22日まで)</p>
7月9日	<p>まん延防止等重点措置の区域変更・延長を決定 (7/12-8/22 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛 (1 グループ 2 名まで・90 分等の要件を満たした場合は 19 時まで酒類提供可) 及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか</p>
7月16日	<p>まん延防止等重点措置の区域変更を決定 (7/19-8/22 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市)</p>
7月21日	<p>千葉県飲食店感染防止対策認証事業による認証を受けている店舗については、以下の要請を行わない事を決定 (措置区域を除く) 「21 時から 5 時」は営業しない。酒類提供は「11 時から 20 時までとする」。</p>
7月30日	<p>【国】緊急事態措置を実施すべき区域として千葉県を公示 (8/2-8/31) 緊急事態措置の実施を決定 (8/2-8/31) 不要不急の外出自粛要請 県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店への休業要請 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない場合は、20 時以降の営業自粛要請 ほか</p>

8月17日	<p>【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（9月12日まで） 緊急事態措置の延長を決定（9月12日まで） 不要不急の外出自粛要請 県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店への休業要請 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない場合は、20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
9月9日	<p>【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（9月30日まで） 緊急事態措置の延長を決定（9/13-9/30） 不要不急の外出自粛要請 県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店への休業要請 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない場合は、20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
9月28日	<p>【国】緊急事態宣言の解除を決定（9月30日まで）</p>
9月29日	<p>緊急事態宣言解除後の協力要請等を決定（10/1-10/24） 県内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮及び酒類提供の制限要請（認証店を除く） 確認店：20時以降の酒類提供の自粛及び21時以降の営業自粛要請 その他店：酒類提供停止及び20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
10月20日	<p>10月25日以降の協力要請等を決定（11月30日まで） 基本的な感染対策の徹底 事業者における業種別ガイドラインの遵守 ほか</p>
11月25日	<p>11月25日以降の協力要請等を決定 「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用 ほか</p>
12月28日	<p>新型コロナウイルス感染症の無料検査（感染拡大傾向時の一般検査をいう。以下同じ。）の実施について決定（12/28-R4/1/31）</p>
令和4年	
1月19日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき区域として千葉県を公示（1/21-2/13） まん延防止等重点措置を決定（1/21-2/13 県内全域） 感染リスクが高い場所への外出等の自粛 県内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮及び酒類提供の制限要請 認証店・確認店：21時以降の営業自粛要請 その他店：酒類提供停止及び20時以降の営業自粛要請 新型コロナウイルス感染症の無料検査の延長について決定（2/1-当面の間） ほか</p>
1月27日	<p>新型コロナウイルス感染症の無料検査に関する要請内容の変更を決定 無料検査については、原則としてPCR検査等の選択を要請</p>
2月10日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長（3月6日まで） まん延防止等重点措置の延長を決定（2/14-3/6） 感染リスクが高い場所への外出等の自粛 県内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮及び酒類提供の制限要請 認証店・確認店：21時以降の営業自粛要請 その他店：酒類提供停止及び20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
3月4日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長（3月21日まで） まん延防止等重点措置の延長を決定（3/7-3/21） 感染リスクが高い場所への外出等の自粛 県内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮及び酒類提供の制限要請 認証店・確認店：21時以降の営業自粛要請 その他店：酒類提供停止及び20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
3月17日	<p>【国】まん延防止等重点措置を終了 3月22日以降の感染拡大防止対策の内容を決定（3/22-当面の間） 基本的な感染対策の徹底 事業者における業種別ガイドラインの遵守 ほか</p>
5月25日	<p>新型コロナウイルス感染症の無料検査の中止を決定（5月31日まで）</p>
7月19日	<p>基本的な感染対策の再点検と徹底のお願いを決定</p>
8月4日	<p>「BA.5対策強化宣言」及び宣言に伴う協力要請等を決定（8月31日まで） 換気などの基本的な感染対策の徹底</p>

	救急外来及び救急車の適切な利用 症状が軽く重症化リスクの低い方は、検査キットを用いた検査や、陽性と思われる結果が出た場合には、陽性者登録センター又はオンライン診療の利用等を検討 速やかなワクチン接種を検討 事業者における業種別ガイドラインの遵守 職場等に陰性証明等の提出を求めないこと ほか
8月29日	「BA.5対策強化宣言」を延長し、新型コロナウイルス感染症の無料検査に関する要請を決定(9/1-9/30)
9月14日	「BA.5対策強化宣言」を終了(9月14日まで)し、9月15日以降の感染拡大防止対策の内容を決定(9/15-当面の間) 換気などの基本的な感染対策の徹底 救急外来及び救急車の適切な利用 症状が軽く重症化リスクの低い方は、検査キットを用いた検査や、陽性と思われる結果が出た場合には、陽性者登録センター又はオンライン診療の利用等を検討 速やかなワクチン接種を検討 事業者における業種別ガイドラインの遵守 ほか
12月12日	新型コロナウイルス感染症の無料検査の中止を決定(12月23日まで)
12月23日	新型コロナウイルス感染症の無料検査の再開を決定(R5/1/13-当面の間)
令和5年	
1月27日	【国】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定 イベントの開催制限の目安等について、大声があるイベントの収容率の上限を50%としていたが、この制限を緩和し100%とすることを決定
2月10日	【国】マスク着用の考え方の見直し等を決定
2月17日	3月13日以降の感染拡大防止対策の内容を決定(3/13-5/7) マスクの着用については、個人の判断を基本とすることを決定
3月10日	【国】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等を決定
3月15日	新型コロナウイルス感染症の無料検査の終了を決定(3月31日まで)
3月30日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に係る本県の医療提供体制や感染拡大防止対策等の対応方針を確認 これまでの新型コロナウイルス感染症対応での本県における取組や生じた課題を整理し、今後の新たな感染症への備えとして進めている振り返りについても確認
4月27日	【国】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を5月8日に廃止することを決定
4月28日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ見直しに伴う、本県の医療提供体制等の対応方針などについて確認するとともに、「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」を5月8日に廃止することを決定
5月8日	新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更

※本表には、その時点における主な項目を抜粋して記載しています。